

浄化センター水処理施設を増設しました



公共下水道事業の区域拡大(平原・東新涯地区等の追加)に伴う水量の増加に対応できるよう、水処理施設を増設しました。

事業期間 平成25年度～平成28年度
事業費 約13億円
計画処理人口 12,100人→18,300人
処理能力 6,000m³/日→9,700m³/日

☎下水道課 (☎0848-38-9234)

浄化槽の管理者の皆さん 年に1度は法定検査を

浄化槽を正常に機能させるため、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられており、平成29年度は、効率化検査(小型合併浄化槽5,000円、単独浄化槽5,000円)を行います。

※浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は下記まで届出を。

☎下水道課 (☎0848-38-9232)
因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6201)
瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2211)

公共下水道を正しく使いましょう

次のものは、下水道に流してはいけません。

- 野菜、残飯くずや調理油
- シンナー、アルコールなど揮発性の高いもの
- 土砂や木片、ビニール類
- 合成洗剤
- 水洗トイレで、トイレトーパー以外のもの

※浄化槽も同様。

☎下水道課(☎0848-38-9232)

尾道市立市民病院

救急患者の皆さんへ 時間外の受診は事前連絡を



市民病院では、内科医師の減少により、4月からやむを得ず、時間外に内科系当直医師が不在となる日が生じました。

直接来院された場合、対応できないこともありますので、外傷など明らかな**外科系疾患以外の症状**で救急外来を受診される場合は、事前に電話で受診可能か確認のうえ、お越してください。

☎0848-47-1155

- ☎ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。
- ☎市民病院を後方支援病院とするカードをお持ちの人は24時間対応しますので、電話連絡の際にお申出ください。
- ☎市民病院ホームページに今週の受け入れ可能日を掲載しています。
- ☎市民病院庶務課(☎0848-47-1155)
- ☎http://www.onomichi-hospital.jp/

尾道市立夜間救急診療所

夜間救急診療所は土日・祝日も受診できます

夜間の急病やけがなどの応急的な診療を行います。

診療時間 20:00～23:00 診療科 内科・外科

☎健康保険証、各種受給者証、普段飲んでいる薬(お薬手帳)

☎夜間救急診療所(☎0848-38-9099/総合福祉センター敷地内) 健康推進課(☎0848-24-1961/平日昼間)

より見やすく、使いやすくなりました 市ホームページをリニューアル

より見やすく、探しやすく、わかりやすいホームページづくりを目指して、3月から市のホームページをリニューアルしています。



- ①デザインを変更し、どなたでも使いやすくなるよう閲覧支援の機能を追加
- ②スマートフォンでの閲覧に対応
- ③大規模災害時にはトップページが災害用画面に切り替わり、迅速な情報提供が行えます

※トップページ以外のアドレスを変更しています。各ページをお気に入り(ブックマーク)に登録している場合は、再登録をお願いします。

☎秘書広報課(☎0848-38-9377)
☎http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/

水道局の「料金・検満メーター取替業務」を委託しています

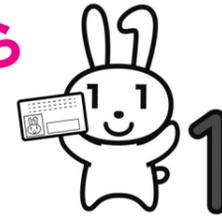
- 料金業務
受託者 フジ地中情報(株)広島支店
期間 4月1日(土)～平成30年3月31日(土)
☎電話・窓口業務、閉開栓異動業務、検針業務、調定・請求業務、収納・還付業務、滞納整理業務
☎水道局庶務課 (☎0848-37-9300)
- 検満メーター取替業務
受託者 尾道管工事協同組合
期間 4月3日(月)～平成30年3月26日(月)
☎有効期限満了となる水道メーターの取替業務
※業務従事者は、水道局発行の「名札」と「受託者証」を携帯しています。
☎水道局工務課 (☎0848-37-9302)

各種計画に沿って事業に取り組んでいきます

- 尾道市公共施設等総合管理計画
公共施設等における適切な規模や在り方等について見直し、財政負担の軽減・平準化を図ります。
期間 平成29年度から平成58年度まで
☎財政課 (☎0848-38-9285)
- 第2次尾道市環境基本計画
環境の保全・創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
期間 平成29年度から平成38年度まで
☎環境政策課 (☎0848-38-9434)

- 尾道市空家等対策計画
空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
期間 平成29年度から平成33年度まで
→これに基づき、尾道市空家等対策条例を制定しました。
○空家等の所有者や管理者、市、市民などの相互の連携により、空家等の発生抑制、適正な管理や利活用の促進に取り組みます。
日ごろから空家等の適切な管理に努めましょう。
☎建築課 (☎0848-38-9347)

引っ越ししたら 住所異動を 忘れずに



- 14日以内に住民票の異動届を
国民健康保険・国民年金・選挙人名簿への登録や、各種行政サービスにつながる大切な手続きです。入学・就職等による引っ越しで住所を異動したら、14日以内に住民票の異動届をしてください。
- 住所登録は部屋番号まで
マンションや寮へお住まいの人は部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。
[例]久保一丁目15番1号 尾道アパート101号
※マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。転居や転入の手続きにはお持ちください。
※不明な点は事前にお問い合わせください。
- ☎手続き場所 本庁市民課か各支所
☎○届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
○国民健康保険・介護・後期高齢などの保険証
○異動した全員の「通知カード」または「マイナンバーカード」(転居・転入の場合)
※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要です。
※本人が世帯主以外の方が届出する場合は委任状が必要です。
☎市民課(☎0848-38-9102)

電話予約で住民票・印鑑証明書が 平日夜間や休日に 受け取れます



- ☎予約場所 受取を希望する本庁市民課か各支所 ※百島・浦崎支所を除く。
- ☎住民票、印鑑証明書
☎予約できる人 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人
☎受取ができる人 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人
☎予約方法 受取希望当日(※休日に受取を希望する場合は直前の開庁日)の8:30～17:00に電話で
☎受取場所 予約した場所の警備室
☎受取時間 平日/17:30～21:00 休日/9:00～17:00
※予約時に指定してください。
- ☎受取に必要なもの
○受取者の、官公署発行の顔写真真本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
○印鑑証明書を予約した場合は、証明する人の印鑑登録証
☎市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
御調支所まおこし課(☎0848-76-2111)
向島支所まおこし課(☎0848-44-0110)
瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)